



# 平成20事務年度 証券検査基本方針及び検査基本計画

---

2008. 10. 20(金)

証券取引等監視委員会事務局  
証券検査課長 黒澤 利武



---

平成20事務年度

証券検査基本方針及び証券検査基本計画

証券取引等監視委員会 (SESC)

公表日 平成20年7月25日

URL:

[http://www.fsa.go.jp/sesc/news/c\\_2008/2008/20080725.htm](http://www.fsa.go.jp/sesc/news/c_2008/2008/20080725.htm)



# 概要

---

## I 検査の基本的考え方

- ・ベター・レギュレーションへの取組み
- ・金融商品取引業者等の「ゲートキーパー」としての役割

## II 重点検証分野

## III 検査基本計画



# I. 検査の基本的考え方

---

- ベター・レギュレーションへの取組み
  - ・民間のイニシアティブを最大限活用
  - ・リスク・ベース・アプローチ
- 金融商品取引業者等のゲートキーパーとしての役割
  - ・市場仲介者として、資本市場における公平性や透明性の向上に資する役割を期待



## I -1. 投資家にとってのベター・レギュレーション

～より効率的かつ効果的な検査に向けて～

---

### ○「効率的」な検査

- ・リスクに焦点を当てたメリハリある検査
- ・金融商品取引業者等による自己改善努力の尊重

### ○「効果的」な検査

- ・金融商品取引業者等の内部管理態勢の持続的改善に結びつく検査



## I -2. 効率的かつ効果的な検査に向けて

---

- プリンシプル・ベースも踏まえた検査
- リスクに焦点をあてたメリハリある検査
- 双方向の対話を重視
- 検査の透明性・予測可能性の向上



## Ⅱ.重点検証分野 ①

---

### i.市場仲介機能に係る検証

- ・ゲートキーパーとしての役割:顧客管理・売買審査・引受審査等を通じた不公正な市場取引に対する監視
- ・反社会的勢力との取引の未然防止、疑わしい取引の届出態勢の検証
- ・システムリスクの管理態勢の検証

### ii.法人関係情報の管理態勢に係る検証

### iii.投資運用業者等の業務の適切性に関する検証

### iv.公正な価格形成を阻害するおそれのある行為の検証

### v.投資勧誘の状況や分別管理の適切性に係る検証



## Ⅱ.重点検証分野 ②

---

- vi. 自主規制機関の適切な機能発揮等のための検証
- vii. 新たな検査対象先・金融商品等に係る検証
- viii. 過去の検査における問題点の改善状況





## Ⅲ. 検査基本計画

---

第1種金融商品取引業者等 130社

(うち財務局等が行うもの 110社)

投資運用業者、投資助言・代理業者 70社

(うち財務局等が行うもの 35社)

自主規制機関 ~必要に応じて実施

第2種金融商品取引業者等 ~必要に応じて実施

# 検査実施状況一覧表

区 分	15年7月 ～16年6月	16年7月 ～17年6月	17年7月 ～18年6月	18年7月 ～19年6月	19年7月 ～20年6月
金 融 商 品 取 引 業 者	125	113	150	150	187
第一種金融商品取引業者	125	113	111	99	138
旧 国 内 証 券 会 社	107	96	88	78	89
支 店 単 独 検 査	23支店	23支店	19支店	19支店	15支店
旧 外 国 証 券 会 社	17	17	10	9	1
旧 金 融 先 物 取 引 業 者	1	0	13	12	48
第二種金融商品取引業者	—	—	—	—	2
投 資 運 用 業 者	—	—	14	22	26
投 資 助 言 ・ 代 理 業 者	—	—	25	29	21
登 録 金 融 機 関	13	27	28	27	32
金 融 商 品 仲 介 業 者	0	0	1	1	1
投 資 法 人	—	—	2	7	10
自 主 規 制 機 関	2	0	2	6	1
そ の 他	0	0	0	1	2

(注1) 上記の計数は、着手件数である。

(注2) 「支店単独検査」とは、第一種金融商品取引業者のうち旧国内証券会社の支店の検査のみを実施するものである。

(注3) 18事務年度以前は、「投資運用業者」は「旧投資信託委託業者」、「投資助言・代理業者」は「旧投資顧問業者」である。

# 1 検査対象当たりの平均延べ検査投入人員

(単位：人・日)

区 分		15年7月 ～16年6月	16年7月 ～17年6月	17年7月 ～18年6月	18年7月 ～19年6月	19年7月 ～20年6月
金融商品取引業者	旧国内証券会社	87	97	131	128	124
	旧外国証券会社	102	125	184	119	41
	旧金融先物取引業者	459	—	63	101	49
	第二種金融商品取引業者					90
	投資運用業者			142	129	116
	投資助言・代理業者			17	24	20
登録金融機関		53	42	47	46	35
金融商品仲介業者		—	—	—	3	50
自主規制機関		60	—	74	134	404
その他		—	—	—	—	50

(注1) 19事務年度中に臨店終了したものについて、臨店期間分を算出したものである。

(注2) 15年7月～16年6月の金融先物取引業者の延べ検査投入人員は1社の実績である。

(注3) 18事務年度以前は、「投資運用業者」は「旧投資信託委託業者」、「投資助言・代理業者」は「旧投資顧問業者」である。